

第5回 地方議会・議員のあり方に関する研究会（議事概要）

【議事概要】

○ 大臣挨拶の後、事務局から論点整理案及び関係資料について説明を行った後、意見交換を行った。

【主な議論】

（求められる議員像）

- 地方議員のあり方に関する議論を深めるに当たっては、地方議員の位置づけについて、住民と共通の認識を図ることが重要である。位置づけを法律に明記することで、住民の理解が深まるとともに、若者や女性等、多様な人材の参画につながっていくことが期待される。この研究会においても、法制化の早期の実現について地方制度調査会に提言していただきたい。【加藤構成員】
- 議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性を改めて認識していただき、地方議員の職責について、地方自治法に明記していただきたい。【川上構成員】
- 市議会議長会では、決議を行い、議会に対する市民の理解と信頼の向上を目指し、議会改革に取り組んでいる。【川上構成員】
- 地方議会の法的位置づけが明確になされてこなかったことが、地方議員のイメージの多様化につながり、様々な課題の要因となっているのではないか。早期の法制度化の実現を強く求める。【安達構成員】
- 地方議員の職務や位置づけが法的に明確化されていなことから、議員活動に対する期待や評価において、議員と住民との意思が乖離し、議員活動を遂行する上で様々な支障が生じている。住民の代表者としての責務、住民代表の奉仕者としての責務及び合議体の構成員としての議会の権能を遂行する責任を規定して、議員の活動基盤の整備を図っていただきたい。【松尾構成員】
- 地方議員の法的位置づけを設けることに反対するものではないが、情報発信にはプル型とプッシュ型があり、法律に規定を設けることはプル型の情報発信である。プル型の情報発信では、例えば、Webサイトを作っても見る人がいないと情報が伝わらない。地方議会に関心を持っていない住民に知っていただくためには、議会の側から住民に情報を届けるプッシュ型の情報発信が必要ではないか。【大屋構成員】
- 現状でも、地方自治法には議会に関する規定があり、地方議会の役割は規定されている。議会は合議体であるという特性上、議会を構成する議員の役割は法律

では規定されていないが、この点は国会議員も同様ではないか。【原田構成員】

- 法律で位置づけを規定するのであれば、何らかの法的意味がないといけないのではないか。憲法前文のように理念を示す条文もあるかもしれないが、そうであれば、実務的な地方自治法に規定を置くのではなく、議員立法で見られるような○
○基本法といった法律の形式が考えられるか。【大屋構成員】
- 法的根拠を置くことによって、かえって地方議員の活動を制約することにならないか。例えば、こういう活動をすべきである、してはならない、などと規定すると、政治活動との線引きが難しくなるなどの問題が生じる可能性があるのではないか。法律の規定による役割の明文化を求めるのであれば、どのような法的根拠を置いて、どのような法的効果を与えるべきかについて、議長会から具体的な内容の提案が必要ではないか。【原田構成員】

(住民への周知活動)

- プッシュ型の情報発信として、地方議会に理解を得る方法として、新たな科目「公民」において議会として教育の場で情報発信する必要があるのではないか。【大屋構成員】
- 主権者教育は、都道府県単位で積極的に行っていただきたい。【大山座長代理】
- 旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。議長会において、統一的に、そのようなことがないようにご対応を検討いただきたい。【大山座長代理】
- 団体によっては、議事録において、通称ではなく本名のみで記載している例がある。選挙に出た名前と議事録に出ている名前が異なると、議員の活動を住民に知ってもらえず、問題である。議長会において統一的に対応していただきたい。【河村構成員】
- 本県議会では通称使用を認めており、会議録でも通称を使用するなど、各都道府県議会において対応している。【加藤構成員】

(地方議員のなり手不足の要因・経済的な要因)

- 議会の附属機関において議員報酬の水準を審議するという案があるが、現在、多くの団体で首長の附属機関として特別職報酬等審議会が設置されており、類似する新たな審議組織の設置によって議員報酬の引上げにつながるとは思われない。全国都道府県議会議長会としては、一律に法律により設置することはなじまないと考える。【加藤構成員】
- 特別職報酬等審議会は、現在、815市のうち、800超の市において現実に設置さ

れている。ほとんどが首長提案として審議会に諮問されている。運用の実績を踏まえると、改めて地方議員だけに議員報酬を検討する審議会を設ける意味があるのか分からない。【安達構成員】

- 首長その他執行機関側の給料額の改定に係る審議会については法定外の条例設置のままにしながら、また、地方議会には一般的に審議会を設置できないとこれまで総務省が解釈してきたと理解しているが、地方議会のみ報酬等審議会と同様の性格の仕組みに限って法的根拠を設けることは、バランスを欠いている。

【安達構成員】

- 仮に、審議会の法的根拠を置いても、既に設置されている自治体では活用されないことが予想される。また、議員報酬が首長と異なる審議会で議論されることで、むしろお手盛りとの批判を受ける可能性もある。地方議会の議員報酬の適正化という議論に逸れていくと懸念している。議員報酬の額の改定を行う場合には、今でも、住民の理解を得ながら、関係条例の改正など適切に対応している。【安達構成員】

- 800余りの市が既に特別職報酬等審議会を設置している中で、新たな議員報酬のための審議会を設けることは現実的ではないのではないかと考えている。【安達構成員】

- 本会では、議員の活動量と首長の活動量等を比較し、その割合をもって議員報酬額を算出し、それをもとに住民と議員報酬の議論をするとした議員報酬の考え方を取りまとめ、議員に周知している。国においても、町村議会議員の報酬水準のあり方、考え方を示すなど、町村議会が議員報酬を引き上げやすい環境の整備を早急に図っていただきたい。【松尾構成員】

- 小規模な町村では議員報酬の引上げを図らなければならないという客観的な状況があり、他方で、自ら引き上げを提案しづらいという状況のギャップがある。議会が場合によっては首長と鋭く対立することがあり、首長部局の審議会に、重要な身分保障の一部を委ねることは、筋が悪いのではないか。【大屋構成員】

- 例えば、人事院勧告のように、政治的意思決定と離れたところで述べるのが考えられるのではないか。そのための人材を確保するために、広域の審議会や議長会として勧告組織を設けるという方法もあるのではないか。【大屋構成員】

- 選挙が近づくと報酬の引き下げを主張して、政争の具に使われる傾向があると聞く。議員報酬を安定的に運用する、据え置くというルールを設けることが重要ではないか。一般職の職員と同様に、政治的にコントロールされずに、安定的に勧告することが重要ではないか。【河村構成員】

- 運用で対応するにしても、定期的に見直すことを決めておかなければならないの

- ではないか。政治的に利用されることが生じるので、どの程度の期間で見直しが行われているのかを各議長会で把握していただくべきではないか。【河村構成員】
- 国会や諸外国の例でもあるが、自分たちで決めると政争の具になる。どこかで妥当な線を決めたら、スライド式にするのがいいのではないか。【大山座長代理】
 - 議員報酬の額は、過去15年間、ほぼ横ばいであるが、交付税単価は平成14年を起点としてみると引き下げられている。特に町村議会で低額となっており、小規模団体の議員報酬を適正な水準に引き上げるためにも、国には積極的な財政措置をお願いしたい。【加藤構成員】
 - ここ十数年以上にわたり議員報酬に係る地方交付税単価が引き下げられ続けている。近年、地財計画の規模や地方交付税総額の伸びが好転しており、必要に応じ、地方財政審議会での審議のうえ、議員報酬単価についても引上げの方向で検討いただきたい。【川上構成員】
 - 議員報酬の単価は地方公務員給与実態調査を基に設定している。平成14年当時は地方財政計画の計上額とほぼ同額で単価を設定していたが、この取扱いは、定数が法定によるなど経費の義務度の違いを踏まえ、一般行政職の職員とは大きく異なるものであった。その後、議会議員の定数も一般行政職員と同様に条例で定めるものとなり、一般行政職員と均衡を図る観点から見直しを行った結果、単価が引き下がってきた。令和2年度の交付税上の単価は、5年に1度の地方公務員給与実態調査の結果も反映して、単価が上がる予定である。今後とも、実際の議員報酬を踏まえて算定を行う。【事務局(出口交付税課長)】
 - サラリーマンが議員に立候補しやすい環境を整えることができれば、多様な人材の地方議会への参画に弾みがつく。そのためには、厚生年金への加入実現がどうしても必要である。現在の議員のためというより、未来の議員のための要望である。【安達構成員】
 - 厚生年金への地方議会議員の加入や、議会の権能等を強化するものは、当会として以前から要望していたところであり、引き続き実現に向けて強く主張していきたい。【加藤構成員】

(地方議員のなり手不足の要因・身分に関する規定)

- 議員のなり手不足で困っている団体において、活躍が期待される方々が積極的に立候補できるよう、兼業・請負禁止に関し、各地域の実情に応じて制限を緩和する等、弾力的な運用が可能となるような方向で、見直しを進めていただくべきではないかと考える。【加藤構成員】
- 一般的に考えると、現行法の地方議員の兼業禁止規制は、仕事もしつつ、他方で

公の職として利害中立的に政治的決定を行うという二つのバランスの上に立つという地方議員の役割や特性を表しているのではないか。兼業禁止を完全に廃止することは、利害中立的な政治的決定という地方議員の役割を、ある意味で放棄することになるのではと危惧している。【原田構成員】

(地方議員のなり手不足の要因・立候補環境)

- 立候補に伴う不利益な取扱いをなくしていくことも、議員のなり手不足の解消に資するものとする。例えば、裁判員制度における取扱い等も参考に、選挙活動のための有給休暇制度の導入や落選した場合の復職等について支援する制度を創設する等、立候補しやすい環境の実現を図っていただきたい。【加藤構成員】
- 立候補のための休暇の取得や、議員活動のための弾力的な勤務時間の設定など、サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直しまで検討を深めていただきたい。【川上構成員】

(地方議員のなり手不足と選挙制度)

- 連記制やクオータ制の問題点については、検討される場合にはくれぐれも慎重に対応いただき、拙速に結論を出すようなことがないように、お願いしたい。【安達構成員】
- 統一地方選挙の再統一に向けた取組をお願いしたい。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、それが多様な人材の市議会への参画につながるように、まずは長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討いただきたい。【安達構成員】

(今後の研究会の進め方)

- 中長期的な対応ということで、地方自治法とは別枠(例えば地方議会基本法)であれば、地方議会の責務規定や報酬の定め方について、もう少し自由な議論ができるのではないかと。【原田構成員】
- 平成の合併があり、市が多くなって区割りの柔軟性がなくなっている。都道府県議会選挙では、実際に、市と市の合区を行っている例もあるので、選挙区の設定について検討していく必要があるのではないかと。【河村構成員】
- 地方議員の位置づけと議員報酬の話はセットで、地方自治法とは別枠で議論しなければ解決が難しいのではないかと。この点については、地方制度調査会での調査・審議を受けて、もう少し具体的なことを議長会や研究会でも考えていく必要があるのではないかと。【大山座長代理】

- 町村議会議員の報酬が低いという問題について、報酬の水準とは別の問題として、物価に応じたスライドや一定期間の安定性の保証といった観点から議論できることもあるのではないか。【大屋構成員】
- 議長への招集権の付与等、議会の権能等を強化するものについても、引き続き積極的な検討をお願いします。【安達構成員】